

大 会 決 議

2017年3月29日、総務省は、地方独立行政法人「大阪健康安全基盤研究所」の設立を認可した。このことにより、4月1日をもって、大阪市立環境科学研究所は、非公務員型の地方独立行政法人「大阪健康安全基盤研究所」と「大阪市立環境科学研究センター」に分割・再編されることとなった。

大阪市立環境科学研究所は、市民が快適・安全な環境で健康な生活が維持できるよう、感染症の原因究明、食品の安全性・機能性解析、環境問題、廃棄物問題などについて、科学的・技術的側面からサポートする機関として試験・検査および調査研究を実施し、その成果は行政施策や市民生活に広く反映・還元されてきた。

環境科学研究所の分割、独立行政法人化については、昨年3月に7点にわたる付帯決議を付けて市会で可決、決定された。このことは、大阪市として市民の健康と生命を守るという観点から、独立行政法人化によって将来にわたって課題を内包するものであることの証左である。

私たちは、環境科学研究所の分割はこれまでの衛生と環境分野の連携を分断するものであり、大阪府公衆衛生研究所との統合と独立行政法人化によって、大阪市民の健康と生命を守る機能が低下することを極めて危惧しており、結果的に大阪全体の公衆衛生も後退するおそれがあることから反対の立場であり、これまでの統合の過程においても、これらの疑念は払拭されていない。

一方、新法人へ身分が承継される組合員の勤務労働条件に関する交渉は、当局側の不誠実な対応により、新法人への以降までギリギリの日程までずれ込んだ。

3月24日に行われた第3回団体交渉で健康局長は、この間の経過を謝罪するとともに、設立団体として責任を果たしていくことを表明。そのうえで、法人解散時の雇用保障、人件費を含む運営交付金の確保、研究副主幹の経過措置、退職手当の調整額について一定の回答を示したことから、大きな不満はありつつも組合員の生活と権利を守る観点から大綱判断を行った。

しかし、未だ就業規則などが整理されておらず、こうした状態で、新法人に移行したとしても、健全な業務執行が行えるのか疑問を呈さざるを得ない。

衛生研究所は、市民の健康と安全を守ることを使命としており、近年、懸念される健康危機事象などへの対処能力を向上させるためには、良好な労働環境の実現が必須であることは言うまでも無い。

私たちは、今後も労働条件に関する誠実な交渉を求めるとともに、新法人が、公衆衛生研究所としての機能が十分に発揮できるためにも、正常な労使関係を求めて、粘り強く、全力でとりくみを進めるものである。

以上、決議する。

2017年3月30日

大阪市職環境科学研究所支部 臨時大会
大阪衛生研究所労働組合 結成大会